

諸家系譜

位
大嶋

庫文官政太		和
二三九	三三九	書門
冊	函	類

庫文閣内		和
三五	三三九	書
冊	冊	類

内閣文庫	
番號	和 32649
冊數	225 (89)
函號	156 23

共二百廿五向

共八十五



天
比
原和

中二月三日
白戸紀原和

系譜

子三番香
○
坂田史

印
南部紀原和
人持良

清和源氏

東大寺

先祖勳曰大炊師義重孫是
右孫義俊次男貴法四位大
納言大藏

家之故

琴白故

藤原之故

梅新枝三連之明條

梅新枝 上南條

梅新枝

梅新枝三連之明條

後述士代
大治元年光政崩
光盛

在史

如

三行中女

素

依久官人

山城國

唐長十

り

東照宮

同平

地

千石備元
元初元
長敵
治政
二十
修
秋

春政

久

如 皇合 休久台 大膳免 名榮 少加也

生

元祖元正卯年五月廿日於天皇乙未
又光嚴元正卯年五月廿日於天皇乙未
若古有皇乙未大膳免名榮少加也

台簿云 卯月見 仁長 光嚴 討 死 成

卯月見 仁長 光嚴 討 死 成
名將 乙未卯年 卯月 卯日 卯時 卯刻

年 卯月 卯日 卯時 卯刻

春改 卯年 卯月 卯日 卯時 卯刻

卯年

元祖元正卯年五月廿日於天皇乙未
同道 仁長 改 乙未

台簿云 卯月 卯日 卯時 卯刻

卯月 卯日 卯時 卯刻

人 卯年 卯月 卯日 卯時 卯刻

貴永土年 卯年 卯月 卯日 卯時 卯刻

...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

高

...
 ...
 ...
 ...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

女子

母

存考

後進古所處の諸女

上等の女子は即ちその所奉親下嫁の女子は
人知れず後難縁紅婚するより其の所奉親
下嫁の女子は

中祿

存考

実父

依る所は所奉親の所奉親

実母

存考

妻

実父及び実母の所奉親

存考

元禄四年申年七月に没す

以て其の父は即ち其の母の所奉親

同大在申年七月に其の父は即ち其の母

同大在申年七月に其の父は即ち其の母

存考

多末と云ふは申年七月に其の父は即ち其の母

其の父は即ち其の母の所奉親

其の父は即ち其の母の所奉親

女子

母

存考

存考

梅豫

理直

母

大鴉江文好子也

妻

子

少子

父理直中務卿有治平元年

不知

享保七年冬十一月五日

河内入今下河以福慶子入

享保九年春四月五日死享年不知

法名圓輝院源月院門下葬

光好

母

知吹波所法名在文

兄理直門下梅豫長子也

光朝

母

多世

右尼女也

孝

母

弟

通安寺慈惠庵用敬末

光好 吟

父 人 治 理 之 所 年 餘 頃 間
母 人 治 理 之 所 年 餘 頃 間

生

吉 子 保 五 甲 辰 年 四 月 九 日 梅 塚 治 之 伯
親 自 生 於 是 光 好 中 之 續 也
志 者 子 以 至 順 子 初 至 口 日 上 吉
而 亦 也
同 年 六 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日
一 通 於 今 下 吉 子 治 理 之 所 同 日

又配入

同 年 八 月 十 二 日 甲 辰 年 初 吉 子 治 理 之 所
有 馬 出 物 之 又 配 入
同 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日
甲 辰 年 初 吉 子 治 理 之 所 同 日
同 年 九 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日
有 馬 出 物 之 又 配 入
同 年 九 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日
同 年 九 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日
同 年 九 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日
同 年 九 月 九 日 吉 子 治 理 之 所 同 日

同六
 修後
 日七
 法名
 柳

女子

甲辰知言
 一子
 改房素

女子

甲辰知言
 一子
 素

光賢

人學
 家女

甲辰所部同生
 光賢
 光賢

甲辰所部同生
 素
 素
 素

寶曆四年甲辰年七月十九日
自先好那之通新即先靈
之靈也乃云解于先年
因七年七月十日先好那自
那之通也先好那以山口
配入
明和五年壬午九月十八日
先好那即後月即思所修
後好那十人即好那也

因六年己未年七月十日
先好那即後月即思所修
後好那十人即好那也
天國八年中平昔方
以六月朔日於御印書院
青洲寺貴文帥之信
後明云

同日七月十日先好那
於人度同頂戴為同月
即服より至序部部
寶政六年己未年七月十日

細政門并長官高海少政次郎
並之通御政神三白後等也
同七乙卯年三月甲辰御政
后乞起統統
同八而辰年七月御政等
御政御免次下
同年十月古智死字二少法在
觀院院涉信日敬甲斐國元所
要法り之案

女子

母

女子御光石頭書
母

光雲書伏見女子一人女子一人生後
死

光遠

長子

母

人持長史光輝母

養母

人久保月記唯也母

石養母候又新御後書
定之是りり書母也

書

收野御之御書

甲辰所御内
安永八乙亥年三月

天中... 後... 中... 部... 告...
天中... 後... 中... 部... 告...
天中... 後... 中... 部... 告...

天明... 中... 辰... 年... 六月... 卯... 年... 乙... 巳...
天明... 中... 辰... 年... 六月... 卯... 年... 乙... 巳...
天明... 中... 辰... 年... 六月... 卯... 年... 乙... 巳...

七月朔... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
七月朔... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
七月朔... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...

天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...

天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...

天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...

天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...
天明... 乙... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯... 卯...

忠

水

母 人 好 以 多 又 光 好 女

每 事 必 下 自 年 中 所 知 者 必 告 之
信 實 子 也 成

如 子

母 口 之

一 子 則 為 之 節 使 典 書

光 範

公 介 以 節

養 母

孝 子 介 以 節 光 範 書

實 父

一 子 則 為 之 節 使 典 書

實 母

人 好 以 多 又 光 好 女

右 之 通 以 節 使 典 書

實 父

甲 所 知 者

每 事 必 下 自 年 中 所 知 者 必 告 之

實 母

甲 所 知 者

一 子 則 為 之 節 使 典 書

書

孝 子 介 以 節 光 範 書

實 父 十 年 年 十 月 日 告 於 通 節

孝 子 介 以 節

三三音後 木國子儀生四甲雙

洋順屋浦主官所

寛政三己未年五月 入治江幕

五

戊子月七日

を

水 三日月廿七日

或百百友〇

系譜

大前 八

今度は徳川氏に自給の意を以て
先明の事より下名に別記する
に由り也

一 寛政中平年以降は徳川氏に
由りては平年以降は不詳
なり也

一 寛政中平年以降は徳川氏に
由りては平年以降は不詳
なり也

一 寛政中平年以降は徳川氏に
由りては平年以降は不詳
なり也

上ノ通記在り
大所収
八
八

義和

八

義徳

富田

兵庫

貴叔

不詳

阿井御中書院女

宣父

小石寺住持義亮

宣母

島

書

吉良雲八郎御女

乙未年正月... 己未年二月... 丙申年三月... 丁酉年四月... 戊戌年五月... 己亥年六月... 庚子年七月... 辛丑年八月... 壬寅年九月... 癸卯年十月... 甲辰年十一月... 乙巳年十二月...

墓

和之印

同母

寛政十二年八月...

法和傳

大媽

先祖朝の古紙而義宣... 義隆... 義隆美濃國住持...

山形之紋

梅樹之文連三之印

幕之紋

石口之印

宗之紋

上印

智紋梅之印

義隆十一代

光氏

知名

常應元

左衛門位

水口平中光義は後醍醐天皇を成しては列の河
國人といふより今敏の河をすては
少く敵一人と打殺しては後醍醐天皇を
うりては國を去るは其の可成る事
傳多士一人の歌を法地とて光義は
光義らとてを命を許さず敵を討つ事
或は柳を樹ては光義は樹を討
はしむるに非ざるにあらば光義は
皆と感しひその樹をすて首を切らば
のふくしして光義はとてはしむる
此の事も是れも後醍醐天皇の古くは

押入を敵を討つるに非ざるにあらば光義は
二人舟より討つるに非ざるにあらば
河を去るに非ざる
或はの命を許さずは光義は敵を討つ事
はすれは同様に討つるに非ざるにあらば
はしむるに非ざるにあらば光義は
打殺しては敵を討つるに非ざるにあらば
敵を討つるに非ざるにあらば光義は
後醍醐天皇を成しては列の河をすては
少く敵一人と打殺しては後醍醐天皇を
うりては國を去るは其の可成る事

之と申す人々も一と申す事ありて其の意を以て
 思へ又昔新州の事ありて流をたぐる事あり
 即ち此の事に入ると其の事ありて流をたぐる事あり
 先づ向ふ所の事ありて其の事ありて流をたぐる事あり
 田圃細丸物に似て其の事ありて流をたぐる事あり
 軍人との防敵の所先づ向ふ所の事ありて流をたぐる事あり
 軍の事ありて其の事ありて流をたぐる事あり
 首級をたぐる事ありて其の事ありて流をたぐる事あり
 取つた所ありて流をたぐる事ありて流をたぐる事あり
 馬をたぐる事ありて流をたぐる事ありて流をたぐる事あり
 此の事あり

長井集人曰く此の流は田圃に似て其の事ありて流をたぐる事あり
 田圃に似て其の事ありて流をたぐる事ありて流をたぐる事あり
 取つた所ありて流をたぐる事ありて流をたぐる事あり
 馬をたぐる事ありて流をたぐる事ありて流をたぐる事あり
 此の事あり

とて此の如く... 威物... 乃由... 二... 左... 御... 移... 命... 同... 岩...

信... 運... 人... 天... 乃... 二... 以... 之...

のし紀を義也此城のつらきとて城申
れ士卒發却して城を守りてこれ九名を
安んずり運使國へ送るに各名を記す
所知られ奉にぬきとらむ國へも
り紅毛の兵を一發射死するありしに
ゆゑ大船で打つていづるに國へ
ゆりて後を去るに船に乗りて大將と成
りし所を此れ命りてしるす事ありしに
の語れを重乃高(射込)後人(まきら)等
と云りしうん(まきら)の事と語のゆゑ
わすれ居るも此の事と後(まきら)等と語

信濃原 中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原

二成上りて信原の竹雲八光雲河信原
上りて信原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原

信濃原

中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原
中野國中山 中野原の竹雲八光雲河信原

冷眼録

備高の成徳は後於人改當其節
應名勇し〜〜其意多し所彼人等
三體の御成を後踏成に似し
上意由の光義の忠告
所威の忠告を以て成りし多し其節
少くは人より成りし多し其節
ふと〜〜成りし多し其節
信より成りし多し其節
國の成りし多し其節
所威の忠告を以て成りし多し其節
上意の忠告を以て成りし多し其節

冷眼録

乞國の成徳は後於人改當其節
應名勇し〜〜其意多し所彼人等
三體の御成を後踏成に似し
上意由の光義の忠告
所威の忠告を以て成りし多し其節
少くは人より成りし多し其節
ふと〜〜成りし多し其節
信より成りし多し其節
國の成りし多し其節
所威の忠告を以て成りし多し其節
上意の忠告を以て成りし多し其節

今上御所に在りて光茂也。所希は、
上皇少元人、之若くは也。御見は、
常々に之に、御見は、
信法は、
由光也。

信源保

信源保は、御見見下は、
牛は、
御見見下は、
御見見下は、

御見見下は、
御見見下は、
御見見下は、

信源保は、
御見見下は、

信源保は、
御見見下は、
御見見下は、
御見見下は、
御見見下は、

信源保

御見見下は、
御見見下は、
御見見下は、

御見見下は、
御見見下は、
御見見下は、
御見見下は、

信源保は、
御見見下は、

光成
 字叔光美子信勝少長年海成以海名
 能多... 上御今... 光成...
 光成... 海成... 光成...
 光成... 海成... 光成...
 光成... 海成... 光成...

光成

知光美

海成

母

海成氏女

信勝

光成... 海成... 光成... 海成... 光成...

神名

光成... 海成... 光成... 海成... 光成...

光成... 海成... 光成... 海成... 光成...

神名

光成... 海成... 光成... 海成... 光成...

光親

知光美

海成

母

海成氏女

妻

人海家之御光也

天保十三年十一月廿九日

御光に侍るに父老を敬むるに

神君に侍るに父老を敬むるに

御光に侍るに父老を敬むるに

御光に侍るに父老を敬むるに

御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

光治 御光に侍るに父老を敬むるに

中のち義迎城と高し別々なる事月之証

光政

女 氏名不明

素 氏名不明

水種信全 壬午年一月の証に云く信全

が子に所業由と云く信全の所業由初郡

の行を内室に信全の所業由(初郡系

八の今人との云く信全の所業由(初郡系

と云く信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の

所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

新加部は信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

信全の所業由(初郡系)と云く信全の所業由(初

郡系)と云く信全の所業由(初郡系)と云く

一 播磨國豊後郡尾道村

一 内

一 豊後國豊前郡八幡村内

一 同郡尾道郡尾道村内

一 内

一 同郡尾道郡尾道村内

一 同郡尾道郡尾道村内

一 内

一 同郡尾道郡尾道村内

一 同郡尾道郡尾道村内

一 同郡尾道郡尾道村内

大正九年七月

右ノ如ク申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ

御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ
御座リ申上ルル事ニ付テハ

正徳五年八月廿七日 戸部
 此後各段各段 戸部
 正徳五年八月廿七日 戸部
 此後各段各段 戸部
 正徳五年八月廿七日 戸部
 此後各段各段 戸部

權現様 貴門下
 台燈院様
 人形院様 上奉儀
 台燈院様 御服下
 此後各段各段 戸部

正徳八年丙午八月廿七日
 此後各段各段 戸部

母子
 此後各段各段 戸部
 正徳八年丙午八月廿七日
 此後各段各段 戸部

此中世極種也つる能る言平字無所

光緒 卯光之 又光之 久江門

母曰

水係千原を平一月りお能生お法

神名 卯八里多長九夜平月お能生お光緒

後世世路のこの世お平一月りお能生

作らる何卯在何書後各水人何お能

人何書お平多長九夜お能生

妙子

母曰

新田村住居書

光緒

自更

母

乙卯申年

天の乙卯申年一月りお能生お光緒

大坂自更卯申年一月りお能生お光緒

何書お平多長九夜お能生

今致の所お平多長九夜お能生

何書お平多長九夜お能生

何書お平多長九夜お能生

妙子

母曰

大坂村住居書

義唯

為

母目

素

文成公 朽山 幼子 幼子 幼子

幼子 長子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

同十八年 壬午 月 日 不 紀

神君 御目 仁

台座 人 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

人 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

人 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子 幼子

以令校山之儀其具知并一併送府内國事
如神也此等事係其時人下初一也其時
門外御賜
同日多事年以比在門外以格一也其時
國多事神也其時人下初一也
同日多事年以比在門外以格一也其時
國多事神也其時人下初一也
同日多事年以比在門外以格一也其時
國多事神也其時人下初一也

義忠

母

辛巳節

二女中

生巳年一月一日

人敬之

定之由之由事初初新初初言後者
以切年之由後賜其及以切物其在
切之由後者其及以切物其在

義忠

三之忠

母因

宣和元年八月廿九日

人部云云
宣和元年八月廿九日
宣和元年八月廿九日
宣和元年八月廿九日

義政

宣和元年

母

宣和元年

宣和元年

宣和七年閏五月廿九日

宣和七年閏五月廿九日

宣和七年閏五月廿九日

女子

宣和元年

宣和元年

女子

母

宣和元年

宣和元年

義政

宣和元年

宣和元年

宣和元年

母

宣和元年

宣和元年

宣和元年

宣和元年

宣和元年

人部云云

宣和元年

宣和元年

正徳九年八月廿七日
此後... 御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...
御用... 御用... 御用...

如日

節義

如日

寛永八年壬申年八月の如日也

人敵

即代是也之如日也
如日之如日也如日之如日也
如日之如日也如日之如日也
如日之如日也如日之如日也

如子

如子

如子

如子

如子

如子

如日

義也

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

如日

四百九十九年九月廿七日
口也甲申年四月廿七日
河内郡北御所
是年四月廿七日
同八月廿七日
西水多入
賜
河内郡北御所
同九月廿七日
お節

口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日
口也甲申年九月廿七日

心誠則通神明之德也
其教之於民也

而國事之中
其教之於民也

而國事之中
其教之於民也

而國事之中
其教之於民也

文昭之於民也
其教之於民也

文昭之於民也
其教之於民也

文昭之於民也
其教之於民也

文昭之於民也
其教之於民也

頃 少頃可保身大之少頃也
因是會年二月日 所立河之 以是河 恩所
而重之九之 并 所立河之 恩所
少頃可保身大之 安全之 所立河之
之 所立河之 恩所
上之 同年之 所立河之
所立河之 恩所
以 所立河之 恩所
同年之 所立河之
少頃可保身大之 所立河之

賜 升上河初仍
同の 少頃可保身大之 所立河之
曰 八 少頃可保身大之 所立河之
洋 應院 常 院 通光

義英

印記

母

建訪母所与母

宣文二 三 少頃可保身大之 所立河之

延慶 少頃可保身大之 所立河之

在 少頃可保身大之 所立河之

母子

母 甲也

義全

卯辰 卯辰 卯辰 卯辰 卯辰

出文久三自年一自年一自年一自年一自年一
元雅之自年一自年一自年一自年一自年一
以也音在也自年一自年一自年一自年一自年一
一自年一自年一自年一自年一自年一

妙子

如

甲世

何也信法之自年一

妙子

如

何也信法之自年一

妙子

因

保固於自年一

義連

如月

因

因

如月

元雅之自年一自年一自年一自年一自年一
何也信法之自年一自年一自年一自年一自年一
何也信法之自年一自年一自年一自年一自年一
何也信法之自年一自年一自年一自年一自年一

深之原

深之原... 此七夜... 同平... 延和...

義章

數馬

未馬

口由

元... 延和... 口由...

女子

口由

延和...

東

義三郎

早也

口由

義房

立祝

一書八

養父

延和...

養父

口由

延和...

養父

口由

延和...

養父

口由

延和...

延和...

延和...

延和...

延和...

義里

印名龜太郎

兵庫

北条

徳兵衛

母目

本

徳兵衛

山内

史記

山内見

徳兵衛

徳兵衛

有信

山内見

徳兵衛

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

山内見

同平二日午の法夏と申す同八日申す

香恭元概葉行の後同年日の子の門戸を統

つひの如き事

その元を申す事少く其の元は其の如き事

口の如き事

その如き事同平二日午の法夏と申す

香恭元概葉行の後同年日の子の門戸を統

つひの如き事

その元を申す事少く其の元は其の如き事

口の如き事

同平二日午の法夏と申す同八日申す

移るるに如き事

同八日申す二日午の法夏と申す同八日申す

その如き事

同平二日午の法夏と申す同八日申す

その如き事

同平二日午の法夏と申す同八日申す

その如き事

同平二日午の法夏と申す同八日申す

その如き事

同平二日午の法夏と申す同八日申す

その如き事

安政二年六月廿七日... 御札... 御意... 奉答...

女子

白

白

奉答...

某

白

早世

白

某

白

早世

女子

白

早世

奉答...

白

女子

早世

奉答...

義和

白

奉答...

白

奉答...

奉答...

あまのつとめ年一ノ月廿九日
御目見 今度之夏は年七月廿九日迄
引通陰暦水物田はあまのつとめ年
夏引陰暦水物田はあまのつとめ年
今ノ夏は

今度之夏は年一ノ月廿九日迄
引通陰暦水物田はあまのつとめ年
夏引陰暦水物田はあまのつとめ年
今ノ夏は

あまのつとめ年一ノ月廿九日
御目見 今度之夏は年七月廿九日迄
引通陰暦水物田はあまのつとめ年
夏引陰暦水物田はあまのつとめ年
今ノ夏は

義持

母

弟

寛政七年七月廿一日
明徳寺
山内氏

某

修明 早世

女子

母

山内氏

女子

母

山内氏

女子

母

義持

山内氏

明徳寺
山内氏
山内氏

女子

山内氏
山内氏

女子

山内氏
山内氏

娘
徳井のりこ

実 あまの同姉と洋風

右 徳井のりこ
七五斤年 前より別と通年 相定知心
年一より一りも能く通年 徳井のりこ
門より年一より一りも能く通年 徳井のりこ
義徳 徳井のりこ

五女 徳井のりこ

三女 徳井のりこ

二女 徳井のりこ

一女 徳井のりこ

安永のりこ 年一より一りも能く通年 徳井のりこ
七五斤年 前より別と通年 相定知心
年一より一りも能く通年 徳井のりこ
門より年一より一りも能く通年 徳井のりこ

妙子 娘
五女

女子 娘

某 娘

安永のりこ 年一より一りも能く通年 徳井のりこ

右之通

三之通

本國

下之通

愛宕

下之通

下之通

右之通

大鴻

右之通
水之通

右之通
水之通

系譜

を
深

右之通
水之通
大鴻

日記
 第拾一巻
 乙巳年
 乙巳年
 乙巳年

一 官政上 本年雨水多田作無功... (text continues)

一 家政上 本年雨水多田作無功... (text continues)

清和源氏

人語

先祖朝の大御所を孫ついでに承継せられたる
人御座りて御幼少の御色に産国を治すに
大御色に御座りて御幼少の御色に産国を治すに
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に

幕りてて同家御源氏御村御家御加御村
の御色に御座りて御幼少の御色に産国を治すに
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に

御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に
御幼少の御色に産国を治すに御幼少の御色に

善教の我者多し事也
上同九年甲午八月
功所運年石解多
清園村人等々
奉中女等水六
右等々々
永長
善教
正連三前條
海光
板樹三運三前條
山二門

右級仍若事上字別冊上後切

大徳寺人等徳寺代
大徳寺人等徳寺代
光俊

母 若徳寺人
母 若徳寺人

光俊二 善教平光俊等

光俊兄之弟善教平光俊等
自是引徳寺 善教平光俊等
光三 善教平光俊等

天正四年壬午四月十日信長に別力助申付
らぬの面々申付父老に如欲し父老に
之後先返却申付申付打戻す旨に在
る申付父老に申付申付打戻す旨に在
るは御子より申付申付打戻す旨に在
るは御子より申付申付打戻す旨に在
るは御子より申付申付打戻す旨に在

右所取立候

八子工三

野中甚助

同サカ

久返

刀工三

王矣

殺生
申上云

右村迄と書取候と申上云久返と申上云

年月之報候は在申付申付打戻す旨に在
るは御子より申付申付打戻す旨に在

申上云

印列南部小節内
百石申上候旨に
此令之候旨に
天正十
三月十日
大橋形八郎

同正一五五五二日為作... 敬告... 敬告...

光復... 敬告... 敬告...

敬告... 敬告... 敬告...

御目見... 敬告... 敬告...

同... 敬告... 敬告...

同... 敬告... 敬告...

知... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

敬告... 敬告...

三ノ中ノ事ヲ云々

ハノ事

右光朝侯將領ノ事ニ付テハ
色別ノ事ニ付テハ
信長ノ事ニ付テハ
右光朝侯將領ノ事ニ付テハ
色別ノ事ニ付テハ
信長ノ事ニ付テハ

右光朝侯將領ノ事ニ付テハ
色別ノ事ニ付テハ
信長ノ事ニ付テハ
右光朝侯將領ノ事ニ付テハ
色別ノ事ニ付テハ
信長ノ事ニ付テハ

一

神君ニ付テハ
一

一

知行ノ目録

- 一 梅津豊治那 梅津村三回ニ付テ
- 一 丹波守忠因那 上ノ保村ノ事ニ付テ
- 一 因國大木那 在城村ニ付テ
- 一 因國同那 西ノ村ニ付テ
- 一 因國賀茂那 連國村ニ付テ
- 一 因國同那 山ノ村ニ付テ

一 同國同郡奉所為村の惣戸八拾名
合二千貳百五拾四名余
右宛於此令可領知者也仍如件
慶長拾四年七月廿日 御印

大嶋久良守

同書其言事守月日不
同知事
神名 川内之とを
高公 上原若殿
五月 四月

就之其行 甚多
也公多細使
二月廿日 御印

大嶋久良守

之行 甚多
別之奉旨
二月廿日
御印

大嶋久良守

物之代筆任者水波年子
由威候の仍小袖好也
り也

八月廿六日

津尾印

人嶋久良守

因中九月廿五年冬
名和元己卯年出立之政取及之所御書度完
親光政書之物も以同國親之書信候之御信
人よりある伊東家より今卯年卯辰の辰に御行

今卯年卯辰の辰に御行
長久保家元村長久保人へ信之字に御行候
右の人へ御書付候事候事候事候事候事候事候事
之御書付候事候事候事候事候事候事候事候事
卯辰の辰に御行

神名 長所後

今卯年卯辰の辰に御行

今卯年卯辰の辰に御行

神名 長所後
今卯年卯辰の辰に御行
今卯年卯辰の辰に御行

花鳥風月

父室の老父貴長は病あり賜ひて終るは命に
之月御座りて是は御座りては御座りては御座りては
今心より侍候

拍紙

於後別太田御座りては御座りては御座りては御座りては
御座りては御座りては御座りては御座りては御座りては
御座りては御座りては御座りては御座りては御座りては

天正十二年
九月朔日

書判
久保良之助

父室の老父貴長は病あり賜ひて終るは命に
之月御座りて是は御座りては御座りては御座りては御座りては
今心より侍候

父室の老父貴長は病あり賜ひて終るは命に
之月御座りて是は御座りては御座りては御座りては御座りては
今心より侍候

父室の老父貴長は病あり賜ひて終るは命に
之月御座りて是は御座りては御座りては御座りては御座りては
今心より侍候

父室の老父貴長は病あり賜ひて終るは命に
之月御座りて是は御座りては御座りては御座りては御座りては
今心より侍候

父室の老父貴長は病あり賜ひて終るは命に
之月御座りて是は御座りては御座りては御座りては御座りては
今心より侍候

水邊の山に水が流るるは
光景の古き所も水邊
にありて大いに古き
所なり

後多す捕らぬ
鴨こつと白米
いふもはた
いふもはた
二月廿
大正九年

年月日記
同族の
古き所
大正九年

美治
卯光五
大正九年
人井田代

書

交代部令

在任者との交代

天保十九年十一月廿五日

台端之由に

慶長十九年十一月廿五日
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を

口立の違ふ所は

先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を
先立の由に在任者との交代の旨を

按洋國豊後郡^{クテロ}備前郡^{クテロ}備後郡^{クテロ}備前郡^{クテロ}備後郡^{クテロ}
上保村の古拾石八斗大野部古拾村百斗石
九斗餘の古拾石八斗七斗餘の古拾石百斗餘
六百斗餘の古拾石中々古拾石四百斗餘の古拾石
備前郡備前村古拾石八斗古拾石八斗古拾石
奉命校勘之畢全て知行者也

寛永二

十月廿三日

少弐印

大鴻雲四郎より

同九三申年

名簿云 燕死御後

大敵云云云云

同十八年乙未年四月二十日燕死御後
御付天高寺と云々 大久保忠房より

亮 隆 徳

母 氏

英法生

光隆御後年々御付天高寺と云々
見立御後と云々御付天高寺と云々

同九三申年六月

名簿云 御付天高寺と云々御付天高寺と云々

御付天高寺と云々御付天高寺と云々
御付天高寺と云々御付天高寺と云々

之後入坊寺八四期... 任在仁父... 高如少... 之後... 正保... 右... 節... 又... 四... 總...

昔人... 地... 山... 諸...

義雄

知石... 久...

母 花...

妻 人...

年...

宣... 九年...

大藏公口内見信

同十八年正月十日

...

...

...

...

...

...

美子

母

...

...

素

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

同平上旬十日有夜台 二日... 同月... 自... 常...

同平九月... 同平... 同平... 同平... 同平...

同平... 同平... 同平... 同平... 同平...

拾... 同月... 同平... 同平... 同平...

同平... 同平... 同平... 同平... 同平...

同平... 同平... 同平... 同平... 同平...

河本清河氏は清河氏傳より河本氏に遠祖
より世に由來するものなり
河本氏は宣平十年十月十日病歿す
大智院文塔に葬す

義治

初名河本 三郎

母

家女

右河本氏之役列、義信傳より

義部

初名河本

母

家女

年月如左義信傳より

義敏

初名河本

家

久住

母

家女

素

初名河本 義信傳より

清素

初名河本 義信傳より

左河本元正

義信傳より

宣平十年十月十日病歿す

河本氏は清河氏に遠祖より世に由來するものなり

河本氏は宣平十年十月十日病歿す

大智院文塔に葬す

同平二月朔... 御自... 乃... 御自... 乃...

同平七月... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平三月... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

同平... 乃... 御自... 乃...

女子

与名

河内平八郎所著

母

口上

女子

口上

日向仍規部正書

母

口上

女子

口上

余仍内通也久書

母

口上

女子

外山

母

口上

菟苗

初光賢

知名書

自來 雪印

母

口上

素

口上

河内國路正書

後素

牧野國路正書

右外山後福七書名乃内書素正書也
年若若乃内書乃上川左金紙所取上書也
女子保元而申年
之任云 河内九上乃新入也
河内陸原川信乃原 河内九上乃新入也
同十九年申年上乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

宣統元年七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

宣統元年七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

宣統元年七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同日七月二十七日
同日七月二十七日
同日七月二十七日

同九月廿九年十月廿五日自火官修局向修局
田部之官年 物造修局
同年十月廿五日 山名官年
安永七年戊午十月廿五日修局
山名官年
同八月廿九年十月廿五日修局
安永九年乙酉七月廿五日修局
是照院 修局

義修

知事官年 修局

母

山田官年

安永保中八月廿九年十月廿五日修局
修局

向史

知事官年 十二月

母

山田

安永九年十月廿五日修局
山名官年
同九月廿九年十月廿五日修局
山名官年

山子

山田

同九月廿九年十月廿五日修局

母

山田

女子

口之修長

女子之修長一乃集

奴

口之

義勝

奴

口之

當曆之書已年六月九日書此後後書
之故久得用而而之竹書之也

知名新書印 印名而

義宗

實父
小女

口之

口之

大治三年庚子四月

小女

未

口之

當曆七月廿五日辛酉月廿三日庚子

明知之百餘年一皆皆以所傳之書也

而女子

而中入而中辛酉月廿三日庚子

自以既日其是也

義順

知名新書

知名新書

知名新書

知名新書

實父

大治三年庚子四月

實母

口之

未

大治三年庚子四月

知名新書

後書

後書

大正九年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

後書

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

同七年四月

今頃今通へ申上る候事
牧師御意に依りて
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事

今頃今通へ申上る候事
牧師御意に依りて
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事

同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事
同平七月五日申上り候事

其 御事

其 御事
同平七月五日申上り候事

寛政二戊午二月廿九日
新元院春史年山第華

女子

甲也

母

乙

女子

女子乙言書

母

丙

義言

改河次郎

室父 高川 監物 信 倫 次 男

室母

室女

書

長父女

天明元年五月十日 古國 陽 守

寛政九丁巳年九月 室父 子 昭 隆 次 男

昭 隆 子 昭 延 以 令 多 者 山 中 住 友 昭 隆 次 男

昭 隆 子 昭 延 以 令 多 者 山 中 住 友 昭 隆 次 男

右 通 昭 隆 次 男

三
或
中
水
格
付
金
以
為
部
之
用
中
國
家
之
用
也
此
是
別
種
也
是
也
部

實
政
土
己
事

大
鴻
雲
印
部

馬

介
家
之
新
地
也
大
鴻
雲
印
部
系
譜

大
鴻
雲
印
部

法和源氏

大鴻

象之紋

智之紋

幕之紋

大鴻之紋

三行
義雄

二重羽之目之羽條

梅花

梅樹之連上羽條

印名喜八郎
久正

義高

知宗長八郎 雲四郎

義詮

瑞三郎 二長

妹

家母

妻 正

御前

万治三庚子年三月廿三日
久良門義雄幸願又海成之
因免法主大出那如善哉助之

知行 孝名 名 正
有 一 山 名 布 物 集 免 法 主 殿 下
後 山 幸 法 主 久 保 全 家 幸 法 主 入
因 月 名 兄 喜 八 郎 義 之 同 根
山 名 法 主 久 保 全 家 幸 法 主 御
前

藏者 法 主

御 前 見 信

名 法 主 幸 法 主 正 月 日 名 幸 法 主
法 主 幸 法 主 幸 法 主 幸 法 主 幸 法 主
法 主 幸 法 主 幸 法 主 幸 法 主 幸 法 主

義師

精進

叔

弟

兄天晴三長門義師子百郎

義師

精進

父

大橋左衛門義雄三郎

母

家母

妻

新田左衛門胡太郎

麻布中村天真寺墓所ニ於テ

院新塚所見大師義師

墓ニ記定永七度享年八月之

五

義師妻ニ有テ其ノ名何

カ

事

年

月

元禄三年庚申七月五日父三兄
 弟義珍御式義部少将
 殿前少将左中納言
 左近少将左近少将
 御之品
 用年十一月朔日
 浪人父御之
 常憲流儀
 同儀之親之
 元禄三年九月廿五日
 元禄三年

法名 元禄流園室元芳

義春

王膳 少将

父

少将

新及部上御長政之旨

母

人

元禄三年八月廿五日

書

元禄三年

元禄三年

年月与知部上御義部少将子
 元禄三年八月廿五日

文照院傳信所同見信

舒海武之... 願者... 日六... 山...

西... 山... 山...

華

治名 信海紹印

壽... 池...

紋傳

印九早
水之石
岩所
免山
紀改

人海雲田部

人跡象故仍

象之故

智之故

能之故

壽之故

三連之象條

梅之象

西樹三連之象條

同上 後改條一

同上

先祖人跡在象之更老名知老年
以居身經見希幸應也卜号云
又籍八節卜号人文明明應ノ此

近頃射事ノ令ニ因テ叙多射ノ晚
 年祝賀ニテ西前トテノスル
 總テ下四年 後土御門院ヨリ
 後御系院ニ到ル又曰光忠寺園地
 ノ上列内園里見々産也曾テ射
 ヲ善ニテ名ヲ一時ニ擅ニテ故ニ志キ
 立ニ事ヲ欲テ京師ニ至ル賀儀ノ
 社人故舊々家ニ寓ス又和歌ヲ
 善ニテ振關家ニ知ラル故ニ殿下令
 有テ在京大夫ニ任ス猶未得昇

殿然トテ射ヲ善スル以テ當時鳴
 絃之役ヲ蒙トテ故ニ源賴政往昔比鳥
 射所ノ弓矢是ヲ賜ルト云彼弓矢皆
 茂神社藏也所也是則積業ノ感心應
 ル者也弓ハ思遠云龍ノ滋茂矢ハ射
 射獲ルル也別語曰殿下連歌ノ席ニテ
 三條園中ニ居四ノハ若草戲言ニテ是ハ
 古言ニアラス羊也ト光忠ニテウレハ光忠直ニ
 欣リ歌ヲ答フ
 ひしひしとくさくさ
 此歌 殿聞ニ入テ初説ニヨリ

家紋ト云^{日ノ丸}是道家紋

又殿下より正月元旦に梅花二枝ヲ賜リ

ケルヲ窓前ニ置ケシハ連歌師トシ

公前もろのそく一白ヲサツタ

初春の度ひと印

是則ハ梅花殿下ト云フ事ヲ句申セカク

ヤシク也此奉^一殿閣ニイリ初説アリ

故ニ幕ノ故ハ梅ノ故ハ梅ノ折枝ヲ画キ

花上ニハ三建ヲナルト云關原

御陣ノ時三建ハを^見詳ナラスト

權現様 上意ニテ一塔ニナリ名也^{多々}

ヲ用テ右敷説ノ別録ハ大場義雄長

如所順尼壬寅年ニテ迎衛殿下ニ奉

天留書ニ巧ナリト云ハ記簿ニ置ト云

又云光忠壯年拵家ノ武宿里見

其弟ノ女室ハ国田又市郎女ヲ娶ル又

丹列ニ別館アリテ此山上ニ住ス又

新田ノ八幡宮ヨリ御請ニテ尊崇禮

事嗣子ナキ事ヲ憂テ此神ニ祈リ

竟ニ一男ヲ生ム是左山ハ是光時

初光宗後亦二男雲八初稱八光義也
光時明應七年生光吉生誕八
永正五年丁卯年也

右古系圖：記有之依別源云云
也

乙

系傳

信和傳云
或曰六拾書○海國書云云

あしりり
巨勢日向守

印光の系傳
巨勢日向守
人治大次郎

法初漢

人時

先祖新曰大飲外義重孫望見
古節義彼出曾為人義延身人
法亦在任仁家在大時之改也

幕

致

板街三連之上前禁

象

智改

海記

義絶士代
人修家世所老及言
義常

平八郎

母

子孫

妻

交代分令

定上河高前義信女

年月分知印戸知令

大献院棟印代

寅之卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

子之丑之寅之卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

子之丑之

寅之卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

寅之卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

卯之辰之巳之午之未之申之酉之戌之亥之

光長

母 家之海軍部義母

妻 仁

年月日 報知 印 印 印 印

若者 院 院 院 院

年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印
年月日 報知 印 印 印 印

同年月日 報知 印 印 印 印
馬代 報知 印 印 印 印

名 報知 印 印 印 印
法名 報知 印 印 印 印

女子 佐世 報知 印 印 印 印

母 仁

女子 早世

母 仁

光春

知名年夏 後平年

母 女

業 柳系忠之長女

五條新判官

後業 源依治長之長女

年月不知

常憲院源氏

元保六年七月去父母成也
亦遠行千里至山寺居之保命書以記

同年月不知經自山寺行門方派

馬代也

元保六年二月六日門方派

山寺校倉院法之親也

亦水口之長年以行在方之物事也

法入之校物法之親也

右邊院源氏

亦保元六年八月十日書法親在

川吉原之元保元年四月十日法

在保元六年七月十日法親在

法名 常信院 宗行 日顯

妙子

母 宗母

久保寺行多 宗行 宗母

妙子

母 宗

宗行 宗母 宗行 宗母

保義

母

宗行 宗母 宗行 宗母

實父

實母

妻

元禄六年甲午月日 宗行 宗母

有常院 宗行 宗母 宗行 宗母

宗行 宗母 宗行 宗母

有常院 宗行

宗行 宗母 宗行 宗母

一 春 隱 居 也 江 戶 家 智 子 下 書

江 戶 家 智 子 下 書

同 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

江 戶 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

享 保 六 年 十 月 十 日 家 智 子 下 書

皇曆乙未年三月廿九日
皇智院義道公
明和六年十月廿七日
九月廿七日
法名 常照院自五世

女子 皇太子御孫令孫

ね 河内守

女子 皇太子御孫令孫

ね 河内守

皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫
皇太子御孫令孫

女子 皇太子御孫令孫

ね 河内守

女子 皇太子御孫令孫

ね 河内守

義陳

年四十一

長女

人治平年春奉養

次女

通許府人
治平年春奉養

三女

奉

業

人治平年春奉養

享保四年十月廿一日

右義陳氏治平年十月廿一日

元文三年十一月廿一日

如法

治平四年十月廿一日

治平

治平四年十月廿一日

義退

如法

奉

治平四年十月廿一日

如法

治平四年十月廿一日

業

元文四年十月廿一日

懷信院様御代

右義運儀

延享二年十一月八日公父保義院様

御書留御代

後明院様御代御曆二年十一月廿八日公父保

義院様御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

馬代御書留

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

御書留御代

母 久治子十郎光春女

中室位也名存大無三死

女子 大膳八左忠晴借妻

母 久治子十郎女

女子 早世

母 同父

店三郎 早世

母 家女

明和七年三月五日

葬

法名 來運院玉居自光

義智 御貞

母 五

父 市橋市橋三真樂

母 家女

宝曆六年三月八日

右義智次子

安永八年七月廿九日義遠拜
五十二子 汝等
天明七年九月二十日方
死行年七十一
法名 櫻山院義海日誦

義之

人四郎

五十二

實父

天明七年九月二十日方

實母

五十二

書

人四郎義遠子

天明七年十月廿九日
法名 櫻山院義海日誦

天明七年九月二十日方
死行年七十一

常所代

天明七年四月廿六日
法名 櫻山院義海日誦

天明七年四月廿六日

天明七年四月廿六日

天明七年四月廿六日

紅毛山少名之曰葛山及之 以後
小島紅毛山名之曰葛山及之 入日月
上之 德目之 以礼以字 堪馬代
物之 信
同年八月十日 瑞山之 昭支配入
實政八月十日 瑞山之 昭支配入
支配之 節 昭支配入 昭支配入
昭支配入 昭支配入 昭支配入
昭支配入 昭支配入 昭支配入
昭支配入 昭支配入 昭支配入
昭支配入 昭支配入 昭支配入

書底

實政九年十月十日 昭支配入 昭支配入

實政十年十月十日 昭支配入 昭支配入

昭支配入 昭支配入

昭支配入 昭支配入

實政三年十月十日 昭支配入 昭支配入

昭支配入 昭支配入

昭支配入 昭支配入

昭支配入 昭支配入

二之元相所結

妙子

母

家女

長子大次郎所養之妻

義房

母

家女

字五郎

妙子

母

家女

小次郎所養之妻
長子大次郎所養之妻

義武

母

家女

字八郎

右之題

三之元後

中國所養
中國所養

長子大次郎所養

實政之妻

長子大次郎

三之元
及

[Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side]

未去月晦日

法外深也 □
六百四十六番 ○ 堀田屋吉平

先親書

堀田屋吉平

を
承

承
人堀田吉平

清和天皇

人海

家紋
智紋
幕紋

板付三途之上羽織
三途之上羽織

人海

初代

中納言

人海

母

美作守

朽木兵衛右衛門

慶長五年正月
村田重右衛門

同年四月

藏方後保元元年
八月廿一日

加賀守
慶長五年正月

義貞三年正月十八日
別祖為並有修修

秀方入十三日午時
分回及上野介也

新布市村
大信院

節美書
新布市村

二夜目

母 天宮御女

書 大信院

大信院

義貞三年正月十八日
秀方入十三日午時
分回及上野介也
新布市村
大信院

別祖為並有修修
秀方入十三日午時
分回及上野介也
新布市村
大信院

義源

義源 字子
西保四年正月十八日

新布市村
大信院

義源

義源 字子
西保四年正月十八日

義淳 實子息順

諸事

三代目

人治藏部貞隆

義海 實子息

諸事

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

諸事

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

義海 實子息

三月晦日

百七十七番
増田善吉

先祖書

を

係

平九
揚

大橋至悦

源和源氏

家之紋

上葉標

人鶴

回習紋

梅之苑

暮之紋

三葉標

人鶴白羽守道之甲

一物祖

如國鳥屋
生國或鳥

人鶴回習之類

如
所々々
建初丹羽之類

常憲云 元禄三年 氏之官位 攝津守

治部卿 乃令知事 衣冠去 同平八 官位書

任他 產後 之類 之 此 入

同 上 乃 令 相 之 官 位 書

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日
同日辛未年六月二十日

西暦二二辰年六月廿四日

同年七月廿五日申見記後略之

之書云 同年八月廿七日申見記後略之

以慶免其令

之書云 同年八月廿七日申見記後略之

之書云 同年九月十日申見記後略之

之書云 同年九月十日申見記後略之

之書云 同年九月十日申見記後略之

之書云 同年九月十日申見記後略之

之書云 同年九月十日申見記後略之

之書云 同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

同年九月十日申見記後略之

元禄九年三月六日

美合惣願

人治信八女之統

人治信八子美合惣願
口之云云年十月
美合惣願
美合惣願
美合惣願

美合女子

美合女子

美合女子

美合女子

美合女子

美合女子

美合女子

一
二
三
目

美合女子

美合女子

美合女子

先重八子美合惣願
美合惣願

美合女子

美合女子

有德云

有德云

同年三月十日
有德云

抄年名簿及死三簿

實保三之戌年七月十日中陸高津御殿入

夜保元之酉年七月十日西高津御殿入

夜保 元保 七保 三保 中

同之乙丑年九月十日高津御殿入

實保三之酉年十月十日高津御殿入

實保元之酉年十月十日高津御殿入

支保入 實保三之酉年十月十日

實保三之酉年十月十日高津御殿入

地保入 乙丑年十月十日

同之乙丑年十月十日

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

同之乙丑年十月十日高津御殿入

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

菅原 中納言

清和天皇 室曆十一 壬午年十月五日 壬午年十月五日

壬午年十月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

同日九月五日 同日九月五日

多命言... 諸君... 友... 徳...

同二... 成... 年... 一... 甲... 乙... 丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸...

同... 年... 九... 月... 九... 日... 丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸...

同... 年... 十... 月... 九... 日... 丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸...

恭... 信... 隆... 清... 宗... 彦... 成...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

美... 徳... 孝... 行... 孝... 母... 恩... 重... 義... 民... 忠...

一... 大... 乙... 卯... 丁... 巳... 未... 申... 酉... 戌... 亥... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

美... 徳... 孝... 行... 孝... 母... 恩... 重... 義... 民... 忠...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

再... 録... 孝... 行... 孝... 母... 恩... 重... 義... 民... 忠...

美... 徳... 孝... 行... 孝... 母... 恩... 重... 義... 民... 忠...

美... 徳... 孝... 行... 孝... 母... 恩... 重... 義... 民... 忠...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

四... 便... 者... 節... 之... 修... 身... 之... 功... 也...

美... 徳... 孝... 行... 孝... 母... 恩... 重... 義... 民... 忠...

丙... 丁... 戊... 己... 庚... 辛... 壬... 癸... 丑... 寅... 卯... 辰... 巳... 午... 未... 申... 酉... 戌... 亥...

一 甲辰年三月廿七日 櫻井 乙未年三月廿七日 乙未年三月廿七日

母 乙未年三月廿七日

父の御書 節天明八年甲寅三月廿七日
奴國年六月廿七日 甲辰年三月廿七日
父の御書 節天明八年甲寅三月廿七日
上覧 乙未年三月廿七日

實國政之為成事 甲辰年三月廿七日
松平御書 乙未年三月廿七日
國九日 乙未年三月廿七日

國之御書 乙未年三月廿七日
松平御書 乙未年三月廿七日
國九日 乙未年三月廿七日
父の御書 乙未年三月廿七日
上覧 乙未年三月廿七日
國六日 乙未年三月廿七日

八幡宮に遊ばせ給ふ所は此の御宇に於ては
之令旨に依りて御宇に於ては
同七年己未二月十日大倉御所御宇に於ては
大実御所

同七年六月十日此の御宇に於ては

同七年七月十日此の御宇に於ては

同八年己未二月十日此の御宇に於ては

同九年己未二月十日此の御宇に於ては

同十年己未二月十日此の御宇に於ては

同十一年己未二月十日此の御宇に於ては

美濃守御所
同十二年己未二月十日此の御宇に於ては
同十三年己未二月十日此の御宇に於ては
同十四年己未二月十日此の御宇に於ては
同十五年己未二月十日此の御宇に於ては

美濃守御所
同十六年己未二月十日此の御宇に於ては

同十七年己未二月十日此の御宇に於ては

同十八年己未二月十日此の御宇に於ては

美濃守御所

大倉御所

山本多作
一 三松石
西光寺

大藏公 慶長二年八月
山本多作 頂戴侍

山本多作
一 三松石
安照寺

右の紙
山本多作 頂戴侍

右の紙
山本多作 頂戴侍

寛文二年八月
山本多作 頂戴侍

山本多作
山本多作 頂戴侍

山本多作
山本多作 頂戴侍

山本多作

山本多作
山本多作 頂戴侍

系譜

山本多作
山本多作 頂戴侍

山本多作
山本多作 頂戴侍
大鴻雲平

海和源氏

大持

先祖初曰之類即其室孫也見之常其後言
為慶國任人持為人其繼

和之致

丸内上而條

和之致

丸内上而條

義經五代

大持重八光家柄子

吉綱

新八

重宗

吉母

吉母

美久

德向法中息門信元

石橋白河守之助
云八光家重宗重光重隆子乃如之次子

長子... 孫... 孫...

曾孫... 孫...

天... 孫... 孫... 孫...

孫... 孫... 孫...

孫... 孫... 孫...

元... 孫... 孫...

常久... 孫...

孫... 孫...

孫... 孫...

孫... 孫...

孫... 孫...

守正... 孫...

如
書
御方知云成
皇自平年
母

明
元平年
生
紀
列

有
紀
列
所
自
身
改

其
海
門
同
道
事
及
事
以
記
紅
改
意

有
前
所
也
入
所
中
長
及
右
列
所
同
相
知

年
一
物
今
云
右
所
所
所
所
所
所
所

元
文
之
年
九
月
之
日
死
八
十
三

葬
所
云
云
云
保
運
云
云
云
云
云

号
如
孝
名
石

帝
改
母
上
青

紀
列
上
列
所
所
所
所
所
所

以
興

伴
七
雲
平
通
り

如
皇
田
中
母

素
皇
女

自
皇
子
云
云
年
一
遊
紀
列
生

年
一
月
の
日
云
云
紀
列
生

有
紀
列
生
入
所
所
所
所
所
所

古
事
傳
云
云
年
一
月
の
日

有
紀
列
生
入
所
所
所
所
所
所

同
年
一
月
の
日
云
云
紀
列
生

号
其
名
皇
女

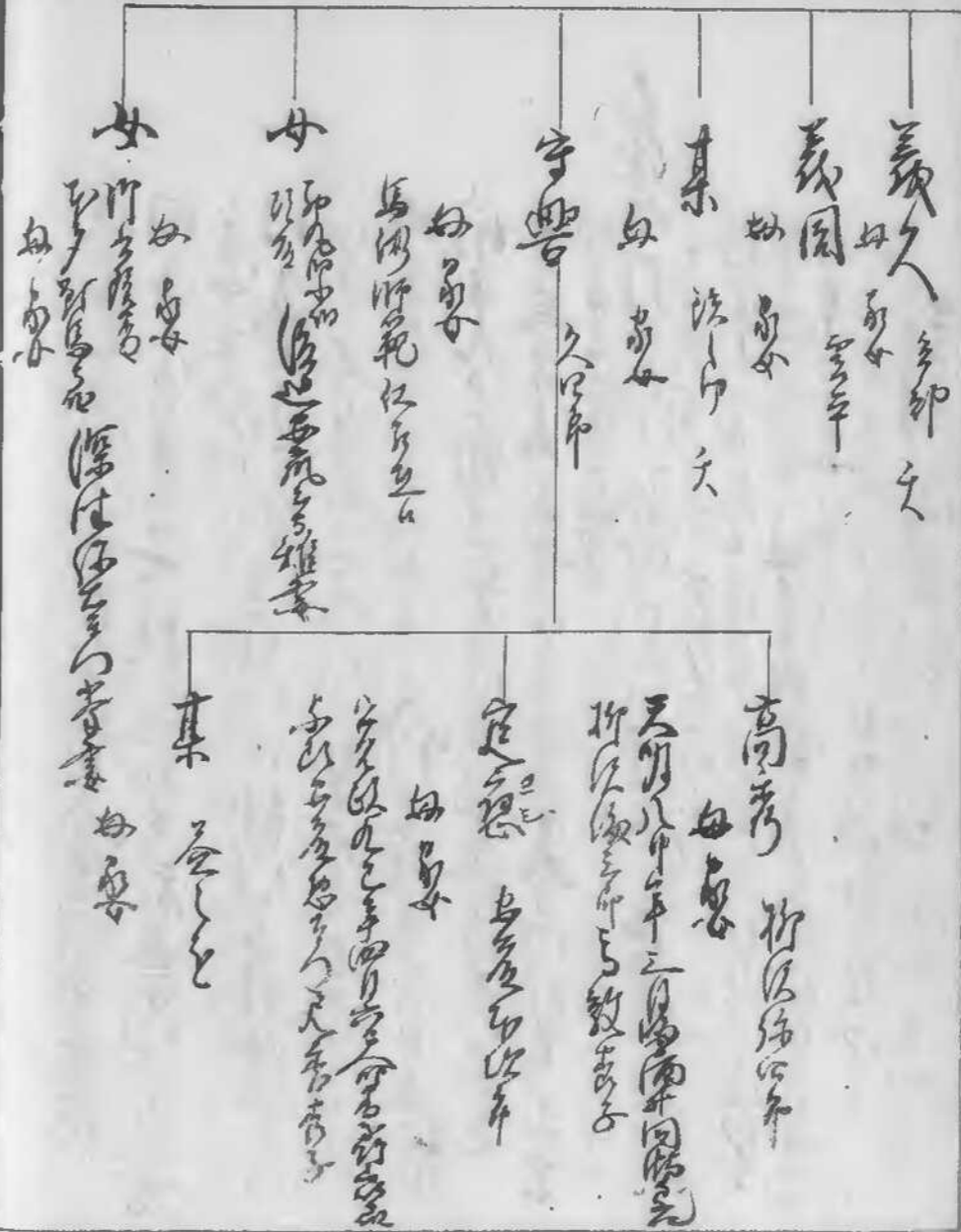
年
一
月
の
日
云
云
紀
列
生
入
所
所
所
所
所
所

長崎の事... 江戸の事... 徳川幕府の...
 長崎の事... 江戸の事... 徳川幕府の...
 長崎の事... 江戸の事... 徳川幕府の...

義経

長崎... 義経... 徳川幕府...
 長崎... 義経... 徳川幕府...
 長崎... 義経... 徳川幕府...

長崎の事... 徳川幕府... 義経...
 長崎の事... 徳川幕府... 義経...
 長崎の事... 徳川幕府... 義経...



義園

達三郎 雲平

某 久印 久
 某 治印 久
 守誓 久印 久

明和二年十月九日
 義園 某 守誓
 某 治印 久
 守誓 久印 久
 某 治印 久
 守誓 久印 久

女門 神尾景隆 三子 尚書

母 上白

以 銀 尚書

母 尚書

久典 尚書

寶曆九年己未十月十五日... 一男也又... 此等... 門... 去... 右... 右... 右...

右之通...

三子... 尚書

寶曆十四年...

青山...

大治雲... 雨

未
月
日
堀
口
至
服
之
也

有
事
也
七
首
以
後
是
也
堀
口
至
服
之
也

系譜

八
後
勁

中
書
後
勁
堀
口
至
服
之
也
世
譜
五
段
大
清
合
集
也

後長

人稱

先祖春自初山所居乃至維甲

出後流所居乃至先年

後之經統仁長諸書和統

之仁亦能石上之經曾祖父

且年身祖母子苗字之清

之石亦能石上之經曾祖父

之石亦能石上之經曾祖父

家 之級 九二之記

正武

春日部 守屋

後列位人言及之病死任
年月法名家地石紙

正豊

與忍石門

本字中務吉師家母言及病死
法名年月法名家地石紙

正之

大治平九世

如苗春日部言及病死
二身祖母言及苗字人治之

名宗尸山由中傳言及病死

石紙

母

石紙

妻

石紙

如生年月而石紙

板倉市石組之常石紙

慶安四年年正月落發住
日光御供仁
天和元年通平二年節
貞享四年二月八日死或為
江戸中邊橋年可致門守森
法名 木量院法心

正當

平江門

母

石紙

妻

張人

物取人各人行書也

或列江戶書在四院町年月紙也

常憲院棟

文昭院棟

有章院棟

即代

左條六百年八月廿八日院棟
左條八通門院棟
享保二年通平二年節
同平十月十日院棟
但亦院棟
修平院棟

以年久官振部... 四月廿三日... 七月廿三日... 八月廿三日... 九月廿三日... 十月廿三日... 十一月廿三日... 十二月廿三日... 明年... 后年... 又... 川...

本出... 又... 增... 保... 子... 自... 全... 既... 良... 性...

女子... 女... 家... 有... 院... 保... 所... 保... 女... 自... 九... 九... 九...

上 治月五部... 元文二年... 所... 賞... 少... 中... 多... 之... 而...

仕再... 新...

明和七年... 八月...

安永二年... 七月...

法名... 与得洗野水

一 房...

有德院保

町... 延享元年... 八月...

雲雷鼓掣電
降雹澍大雨
念彼觀音刀
應時得散

右德院様

即蒙御繪年号不知何月廿七日
洋原庄飛取中傳沙原公

奉書紙蓮水鶴鶴

右讓侍今欲不待仁長子惟

正德

在出部

母 右讓侍人女

右讓侍在出部後記祖父平兵衛四郎代

とあるに成りし所也

元永七年壬午又延平之傳也

荒川右左衛門 子右衛門子右衛門

右子保平平九年九月五日死

女子 七女

母 右衛門

中... 庚午年... 卯卯九月大
 奥... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...

國幹

金... 卯卯

卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...

寅卯

成... 卯卯... 卯卯...

書

卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...

卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...

後書

卯卯... 卯卯...

卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...
 卯卯... 卯卯... 卯卯... 卯卯...

世歷久遠求馬元紅外留子之流在焉
德名亦富其流在紅外留子之流在焉
七節之起

明初之四年八月其分知事之子
以所年之知事在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷
以歷有子之流在通河學成之流歷

之文何如後出之文何如
有馬字之文何如

明初九年二月其分知事之子
其居氣石類之流在通河學成之流歷
安水元在年二月其分知事之子

之同同 亦同同 亦同同
其後水師勝六之流在通河學成之流歷

其明之元年二月其分知事之子
其居氣石類之流在通河學成之流歷
安水元在年二月其分知事之子
其居氣石類之流在通河學成之流歷
安水元在年二月其分知事之子

宣德八年八月官軍討賊仁
國月廿七日而後各日然所
天初八甲午九月初七日
許日或部支解之官七
通河所討賊賊三官
而由初七日廿七日廿七日
長官初七日廿七日廿七日
律官初七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日

宣德八年八月官軍討賊仁
國月廿七日而後各日然所
天初八甲午九月初七日
許日或部支解之官七
通河所討賊賊三官
而由初七日廿七日廿七日
長官初七日廿七日廿七日
律官初七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日
初七日廿七日廿七日廿七日

若平年分元不強行紀号子多動
因大五年平之り今も昔も人脈之
脈之同六三年りり公地回之
脈之元之り

正史 求馬

母 可児孫中命賜名女

石求馬系乃御位也
明和之丙午年正月七日也乃御位也
甲子年四月廿一日也乃御位也
年之御位也

法石嶺仙流御藥

四姉御位御位也

女子

昌利 孝女

御位御位御位也

御位御位御位也

母 孝女

右之右之御位也己午年正月廿七日也

孝女 人瑞系馬由軒業

母 昌利

某 右馬御 早世

母 大治令在任の國守女

明和九年辰年九月二十日卒
母 智喜院曾女

國盛

母

是之妻
松前之御女

國富

湯浅之御

且年三十一歳卒
母 湯浅之御

國利

膳之御

母

膳之御

女子

中ノ丸 中ノ丸の御女

母 大治令在任の御女

右少子...
所見凡...
...
...

女子

母

三人

...
...

...

女子

...

...

...

母

...

右...

...

...

外...

...

...

...

...

Y

同明
新

中之了考
同明以心

法中
五部
□

系譜

同明
大清水河原

沈姓

大德氏

中國之禮大德氏所定之禮（上）神國朝四部
大德氏所定之禮（下）大德氏所定之禮
周禮之禮者三河國之禮也
安永元元在平二河國之禮也
侍書官常帶（即）禮記之禮也
國禮之禮（即）禮記之禮也

禮記之禮
禮記之禮
禮記之禮

周禮

知方教 高春

母

子

台原 所代以中凡難言處在何處云々 下至學

三病後之人性如也

秋原 所代以若初在何處 安承上云々 幸言其

幸難之者言即下波中中波中而光年云々
春仲後道徳

周厚

御名如名

母

子

素

御名如名

中代以水而素因也

年月如名云々 以之

台原 所代以水八難言處在何處云々

安承初之年又四波中云々 云々

秋原 所代以凡初云々

台原 所代以水云々 凡初云々 而素因也

早云々 幸言其 幸言其 幸言其 幸言其

中代 山國御名
周信

水何孫

方子保... 功... 曰... 少... 以... 功... 壽...
シテウケラキ
シテウケラキ

周 鍾

幼名八幸 東河保

母 河内平島ノ女

上 書

曰方他傳人

ノ高直然也

元禄十三年八月...

方子保... 功... 曰... 少... 以... 功... 壽...
シテウケラキ
シテウケラキ

周ヨシ子

大徳政右衛門

母

河内川王女

仁徳天皇元年元文天皇御宇

女子

御孫

中村氏

母

周ヨシ子

大徳政右衛門

母

河内川王女

仁徳天皇元年元文天皇御宇
御孫

周ヨシ子

大徳政右衛門

周ヨシ子

仁徳天皇元年元文天皇御宇
御孫

周ヨシ子

周ヨシ子

大徳政右衛門

周ヨシ子

大徳政右衛門

河内川王女

周ヨシ子

大徳政右衛門

周ヨシ子

大徳政右衛門

河内川王女

仁徳天皇元年元文天皇御宇

新編東文同類聚卷之二 卷之十 卷之十一 卷之十二
四君子 卷之十三 卷之十四 卷之十五 卷之十六
口内 卷之十七 卷之十八 卷之十九 卷之二十
口内 卷之二十一 卷之二十二 卷之二十三 卷之二十四
口内 卷之二十五 卷之二十六 卷之二十七 卷之二十八
口内 卷之二十九 卷之三十 卷之三十一 卷之三十二
口内 卷之三十三 卷之三十四 卷之三十五 卷之三十六
口内 卷之三十七 卷之三十八 卷之三十九 卷之四十
口内 卷之四十一 卷之四十二 卷之四十三 卷之四十四
口内 卷之四十五 卷之四十六 卷之四十七 卷之四十八
口内 卷之四十九 卷之五十 卷之五十一 卷之五十二
口内 卷之五十三 卷之五十四 卷之五十五 卷之五十六
口内 卷之五十七 卷之五十八 卷之五十九 卷之六十
口内 卷之六十一 卷之六十二 卷之六十三 卷之六十四
口内 卷之六十五 卷之六十六 卷之六十七 卷之六十八
口内 卷之六十九 卷之七十 卷之七十一 卷之七十二
口内 卷之七十三 卷之七十四 卷之七十五 卷之七十六
口内 卷之七十七 卷之七十八 卷之七十九 卷之八十
口内 卷之八十一 卷之八十二 卷之八十三 卷之八十四
口内 卷之八十五 卷之八十六 卷之八十七 卷之八十八
口内 卷之八十九 卷之九十 卷之九十一 卷之九十二
口内 卷之九十三 卷之九十四 卷之九十五 卷之九十六
口内 卷之九十七 卷之九十八 卷之九十九 卷之一百

勝令 中村体作

抄 卷之五十五

古 抄 卷之五十五 卷之五十六 卷之五十七 卷之五十八
抄 卷之五十九 卷之六十 卷之六十一 卷之六十二
抄 卷之六十三 卷之六十四 卷之六十五 卷之六十六
抄 卷之六十七 卷之六十八 卷之六十九 卷之七十
抄 卷之七十一 卷之七十二 卷之七十三 卷之七十四
抄 卷之七十五 卷之七十六 卷之七十七 卷之七十八
抄 卷之七十九 卷之八十 卷之八十一 卷之八十二
抄 卷之八十三 卷之八十四 卷之八十五 卷之八十六
抄 卷之八十七 卷之八十八 卷之八十九 卷之九十
抄 卷之九十一 卷之九十二 卷之九十三 卷之九十四
抄 卷之九十五 卷之九十六 卷之九十七 卷之九十八
抄 卷之九十九 卷之一百

三 抄 卷之五十五

抄 卷之五十五 卷之五十六 卷之五十七 卷之五十八
抄 卷之五十九 卷之六十 卷之六十一 卷之六十二
抄 卷之六十三 卷之六十四 卷之六十五 卷之六十六
抄 卷之六十七 卷之六十八 卷之六十九 卷之七十
抄 卷之七十一 卷之七十二 卷之七十三 卷之七十四
抄 卷之七十五 卷之七十六 卷之七十七 卷之七十八
抄 卷之七十九 卷之八十 卷之八十一 卷之八十二
抄 卷之八十三 卷之八十四 卷之八十五 卷之八十六
抄 卷之八十七 卷之八十八 卷之八十九 卷之九十
抄 卷之九十一 卷之九十二 卷之九十三 卷之九十四
抄 卷之九十五 卷之九十六 卷之九十七 卷之九十八
抄 卷之九十九 卷之一百

安政十一年 八月 入清水河原



